

所得税決算申告に向けて

税制改正のポイントを学ぶ
～適正な申告納税・あなた自身のために～

所得税の確定申告時期を目前に控え、平成23年以降に施行される税制改正のポイント・決算申告時の留意点等についての税務講習会を開催いたします。

正確な決算・確定申告を行うためにも、是非この機会にご参加ご受講下さいますようご案内申し上げます。

★開催日程 第1回 平成24年1月23日(月曜日)・第2回 1月25日(水曜日)
※いずれも、午後1時30分～午後3時30分

★開催場所 第1回 (南部会場) 真庭商工会館2階研修室
第2回 (北部会場) 真庭市役所蒜山振興局大会議室

★講 師 第1回 (南部会場) 牧野晃久税理士事務所
税理士 牧野晃久 氏
第2回 (北部会場) 近藤茂税理士事務所
税理士 近藤 茂 氏

★定 員 各会場 25名 (定員になり次第締め切りとさせていただきます。)

★受 講 料 無料

★お問い合わせ 真庭商工会…〒719-3214 真庭市鍋屋6
(TEL42-4325・FAX42-4337)

※どちらの会場でも同じ内容で説明します。都合の良い会場をお選びください。

扶養控除の改正

平成22年度の改正事項のうち、平成23年分の所得税から適用される主なもの

(1) 年少扶養親族(扶養親族のうち、年齢16歳未満の者をいいます。)に対する扶養控除が廃止されました。これに伴い、扶養控除の対象となる控除対象扶養親族は、年齢16歳以上の扶養親族とされました。

(2) 年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除については、上乗せ部分(25万円)が廃止され、扶養控除の額が38万円とされました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の扶養親族とされました。

(3) 扶養控除の改正に伴い、居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が75万円(改正前:40万円)に引き上げられました。

【参考】
○扶養控除の改正の概要

控除額	38万円	63万円	58万円	48万円	48万円	38万円
上乗せ部分 (25万円) 【廃止】	一般の 控除対象 扶養親族	特定扶養親族	一般の 控除対象扶養親族	老人扶養親族	同居老親等 等加算	年少扶養親族 【廃止】
~15歳	16歳 ~ 18歳	19歳 ~ 22歳	23歳 ~	69歳	70歳 ~	扶養親族

○改正後の扶養控除

区分	控除額
一般の控除対象扶養親族	380,000円
特定扶養親族	630,000円
老人扶養親族 同居老親等以外	480,000円
老人扶養親族 同居老親等	580,000円

○改正後の障害者控除

区分	控除額
本人	控除対象配偶者 又は扶養親族
障害者	270,000円
特別障害者	400,000円
同居特別障害者	750,000円

(注)障害者控除は、年少扶養親族を有する場合で扶養控除の適用がないときにおいても適用されます。

確定申告手続きのご案内

平成23年分の確定申告手続きを次のとおり各支所で実施します。ご都合の悪い方、初めて申告をされる方は、この日程以外にも個別に相談を承りますので、ご連絡ください。

- 北房支所(3日間) 2月22日、3月2日・12日
- 落合支所(3日間) 2月21日、3月2日・7日
- 久世地区(4日間) 2月22日・27日、3月2日・8日
- 勝山支所(3日間) 2月24日、3月1日・8日
- 美甘支所(2日間) 3月1日・9日
- 湯原支所(3日間) 2月27日、3月5日・13日
- 蒜山支所(4日間) 2月23日、3月1日・8日・12日
- 新庄支所(2日間) 3月5日・12日

持参書類等

- 関係諸帳簿及び決算書類
- 23年分決算書及び申告書用紙(昨年度、電子申告された方は税務署から用紙が郵送されませんのでご注意ください。)
- 生命保険料・損害(火災・地震)保険料控除証明書
- 各種(給与・年金・報酬)源泉徴収票
- 国民年金保険料控除証明書(日本年金機構から郵送済み)
- 印鑑(認印)

東日本大震災に係る義援金等に関する所得税上の取扱いについて

東日本大震災に係る義援金等を支出した場合の所得税上の取扱いは、次のとおりとなります(義援金等の支出先によって取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。)

個人の方が義援金等を支出した場合の取扱い(所得税関係)

個人の方が義援金等を支出した場合には、その義援金等が国又は地方公共団体に対する寄付金や財務大臣が指定するものなど一定のものであるときは、「特定寄附金」に該当し、寄付金控除の対象となります。

特定寄附金 → 寄附金控除の対象

△ 特定寄附金を支出した場合、次の算式で計算した金額が、所得の金額から控除されることになります。

$$\text{震災関連寄附金以外の特定寄附金の額の合計額} + \text{震災関連寄附金の額の合計額} - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額}$$
(注) 震災関連寄附金以外の特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。
震災関連寄附金以外の特定寄附金の額と震災関連寄附金の額の合計額は、所得金額の80%相当額が限度です。

「震災関連寄附金」とは、次に掲げる義援金等をいいます。

- 平成23年3月11日から平成25年12月31までの期間(以下「指定期間」といいます。)内に国に対して直接寄附した義援金等
- 指定期間に内に「著しい被害が発生した地方公共団体」(※)に対して直接寄附した義援金等
- 日本赤十字社の「東日本大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞、放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は「著しい被害が発生した地方公共団体」(※)に提出されるもの

社会福祉法人中央共同募金会及び認定NPO法人に対しての義援金等は「特定震災指定寄附金」として、寄附金控除(所得控除)との選択により、税額控除の適用を受けることができます。

※「著しい被害が発生した地方公共団体」とは、被災者生活再建支援法の適用団体とされており、具体的には、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県の各県(県内の市町村も含みます。)、長野県糸魚川市、新潟県十日町市、新潟県津南町、埼玉県加須市(旧大利根町の区域)、埼玉県加須市(旧北川辺町の区域)、埼玉県久喜市をいいます。

支援の広場



経理についてのこんな問題はありませんか?

- 毎日の取引を帳簿につけるのが難しく時間がかかる
- 使っている会計ソフトの操作がわかりにくい
- 難しい取引を帳簿につける時に誰にも相談できない

↓

ネットde記帳で解決!

家計簿をつける感覚で、会社や自宅等から伝票入力や元帳・試算表の確認を行うことができます。

アドバイス
県から認定を受けた経営指導員が親身にアドバイスします。

信用
青色申告特別控除適用で節税に有利!確定申告・融資にも大活躍です。

経済的
経費負担はごくわずかでOK!少ない負担で大きな効果をもたらします。

安心
お預かりしたデータは万全のセキュリティで管理します。

商工会はサポートします

- 経営改善に関すること
- 適正納税及び節税に関すること
- ネットde記帳の操作に関すること

●ネットde記帳は、インターネットが使える環境であれば、ご自身で直接経理処理が行えます。
[無料お試しは、こちらから](https://netap3.okasci.or.jp/) くわしくは真庭商工会へおたずねください。
「ネットde記帳」は、商工会会員機械化事業の標準システムです。

雇用促進税制がスタートしました。



雇用促進税制の概要

◆平成23年4月1日から平成26年3月31までの期間内に始まるいすれかの事業年度(以下「適用年度」といいます。)(※1)において、雇用者増加数2人以上(中小企業以外は5人以上)、かつ、雇用増加割合(※2)10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり20万円の税額控除(※3)が受けられます。

※1 個人事業主の場合は平成24年1月1日から平成26年12月31までの各暦年

※2 雇用増加割合 = $\frac{\text{適用年度の雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者総数}}$

※3 当期の法人税額の10%(中小企業は20%)が限度となります。

雇用促進計画の作成・確認については、ハローワーク津山(0868)22-8341
税額控除制度については、久世税務署(0867)42-0450にお問い合わせください。

岡山県最低賃金が改定されました。

働く人の暮らしを守る制度です。

685円 [発効日] 平成23年10月27日

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も

対象となる事業主の要件

- 青色申告書を提出する事業主であること
- 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
※雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「3.事業主の都合による離職」に相当するものを指します。
- 適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を2人以上(中小企業以外は5人以上)、かつ、10%以上増加させていること
※中小企業とは、資本金1億円以下又は常時使用する従業員数が1000人以下のものを指します。
- 適用年度における給与等※1の支給額が、比較給与等支給額※2以上であること
※1 給与等とは、使用者に対する給与であって、法人の役員と特殊の関係にある使用者(役員の親族等)に対して支給する給与及び退職給与の額を除く額をいいます。
※2 比較給与等支給額=前事業年度の給与等の支給額+前事業年度の給与等の支給額×雇用増加割合×30%
- 風俗営業等※を営む事業主ではないこと
※ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関連特殊営業
キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、麻雀店、パチンコ店など